

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

2023

世界をつなぐ。 未来をつくる。

出入国在留管理庁の役割

出入国在留管理行政の基本的な役割は、人権を尊重しつつ、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること、難民を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことです。

そのため、出入国在留管理庁は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理の実現や、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を保護することを目指します。

さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人が良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指し、これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを目指します。



出入国在留管理基本計画

(2019年4月)

出入国在留管理基本計画^(注)の基本方針

我が国の経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく

開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、
技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進する
受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していく
訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで
観光立国の実現に寄与する

安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査及び
在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していく

難民問題については、国際社会の一員として、
適正かつ迅速な保護の推進を図っていく

(注) 出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が定める外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となる計画です。



ORGANIZATION CHART

本庁・地方出入国在留管理官署分布図

組織

出入国在留管理行政に携わる職員は全国で6,314人(2023年度末) います。

この内、出入国審査や在留審査等を行う「入国審査官」は4,085人。不法入国者等を摘発し国外への退去強制業務を行う「入国警備官」は1,659人。その他、一般事務を行う法務事務官や医師・看護師等の法務技官は、合わせて570人います。



出入国在留管理庁

@MOJ_IMMI

メール配信サービス

https://mail.isa.go.jp/m/ja_entry



札幌出入国在留管理局

@IMMI_SAPPORO



ポロタン



仙台出入国在留管理局

@IMMI_SENDAI



ジャスティスパロウ君



東京出入国在留管理局

@IMMI_TOKYO



とりび



名古屋出入国在留管理局

@IMMI_NAGOYA



なごみん



大阪出入国在留管理局

@IMMI_OSAKA



えんトラくん



広島出入国在留管理局

@IMMI_HIROSHIMA2



イミグレもんちゃん



ゲートくん



高松出入国在留管理局

@IMMI_TAKAMATSU



たまもこ



福岡出入国在留管理局

@IMMI_FUKUOKA



ぼっぼちゃん

 成田空港支局
 @IMMI_NARITA

 羽田空港支局
 @IMMI_HANEDA

 横浜支局
 @IMMI_YOKOHAMA

 かいおうくん

 中部空港支局
 @IMMI_CHUBU

 関西空港支局
 @IMMI_KANSAI

 神戸支局
 @IMMI_KOBE

 那覇支局
 @IMMI_NAHA

 山原クイ奈ちゃん

 東日本入国管理センター
 @IMMI_HIGASHI


 ウシロウ君

 大村入国管理センター
 @IMMI_OMURA2


 札幌出入国在留管理局

 出入国在留管理庁

 東京出入国在留管理局

 羽田空港支局

 横浜支局

 大阪出入国在留管理局

 神戸支局

 関西空港支局

 高松出入国在留管理局

 広島出入国在留管理局

 福岡出入国在留管理局

 大村入国管理センター

 仙台出入国在留管理局

 東日本入国管理センター

 成田空港支局

 名古屋出入国在留管理局

 中部空港支局

 那覇支局



入国審査官による入国審査

1 円滑かつ厳格な出入国審査

日本の玄関を守り人々のスムーズな移動のために



業務内容

>> 外国人の出入国の審査（日本人の出帰国の確認）

我が国へ上陸しようとする外国人は、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供するとともに、入国審査官からインタビューを受けます。

入国審査官は、上陸のための条件に適合しているかどうかの審査を行い、これらの条件に適合すると認められたときに上陸を許可します。

また、出国しようとする外国人に対しては、出国の確認を行います。

さらに、日本人の出帰国についても、入国審査官がその事実の確認を行っています。

入国審査手続の流れ

1

日本の出入国港に着いた外国人は、個人識別情報を提供します。



2

入国審査官は、パスポートを確認して外国人の入国を認めてよいかどうか審査します。



3

パスポートに上陸の許可をします。



>> 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等でビザ（査証）を取得する必要があります。そのため、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が1990年に導入されました。

在留資格認定証明書は、日本に入国しようとする外国人の方が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く）に該当するものである等の上陸のための条件に適合していることを証明するものです。

交付された在留資格認定証明書は、在外公館における査証申請や上陸申請の際に提出・提示することにより、速やかに査証発給や上陸許可を受けることができます。

また、2023年3月から、在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることが可能となりました。



在留資格認定証明書

政策紹介

>> 観光立国実現に向けた取組

観光立国の実現に貢献するため、問題のない外国人に対しては円滑な入国審査を実施するべく、様々な取組を行っています。

●顔認証ゲート

日本人の出国手続の合理化を図るため、2017年10月から事前登録手続を必要としない顔認証ゲートを導入、運用開始。2019年7月から、外国人の出国手続における運用も開始。

●バイオカート

外国人の入国手続の迅速化を図るため、2016年10月から、審査待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器を導入。

●自動化ゲート（指紋認証ゲート）

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人が、パスポートと指紋の照合により自動的に出入（帰）国手続を行うことができるゲートを2007年から導入。



顔認証ゲート



バイオカート



その他、クルーズ船で日本を訪れる外国人の増加を受け、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で入国を認める「船舶観光上陸許可」制度を導入するなどし、クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査手続についても円滑化を図っています。

このほか、縦型審査ブースの導入や、入国審査が終わるまでの待ち時間の公表などを行っています。

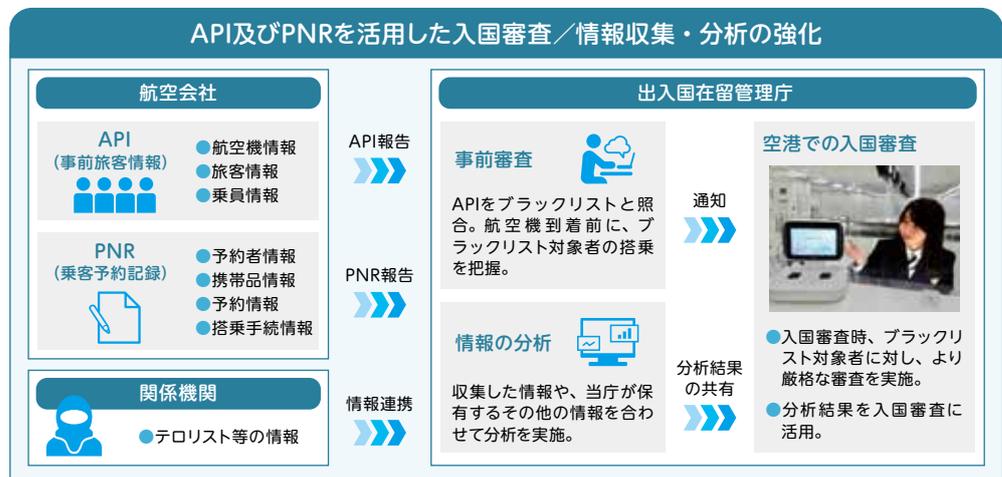
>> 水際対策の強化 （国際テロ対策）

国民の生命と安全を守るためには、観光客を装ったテロリストや犯罪者など、不正な目的で日本に入国しようとする者を水際で阻止することが極めて重要です。

出入国在留管理庁では、これらの者を確実に発見するため、厳格かつ効果的な入国審査や警戒・監視活動を行っています。



パトロール風景





2 外国人の適正かつ円滑な受入れ



目的に沿った外国人の在留を実現するために

業務内容

>> 外国人の在留審査

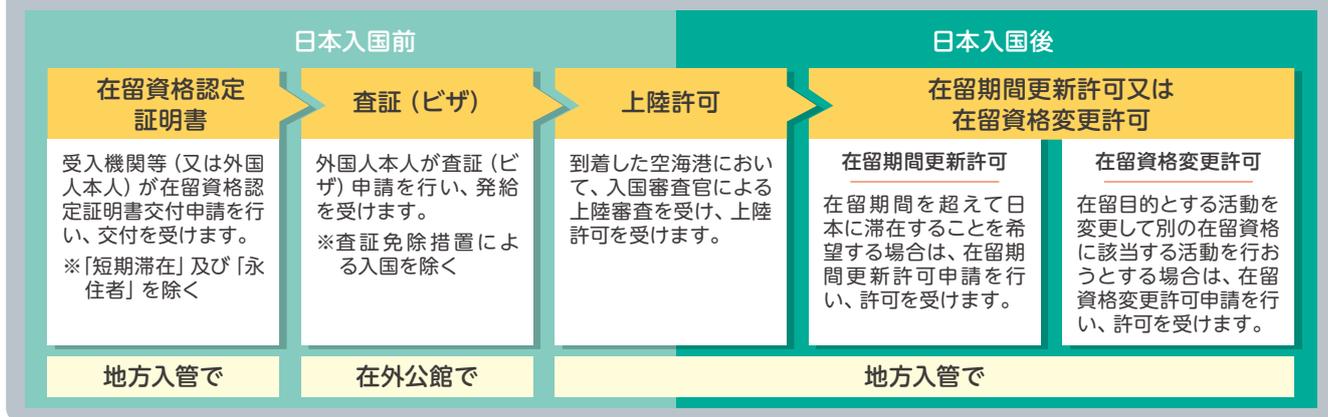
日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。

そこで、地方出入国在留管理局では、在留中の外国人からの各種申請（在留資格の変更等）に係る審査を行っています。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を認めると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

※在留資格一覧については17、18Pを御覧ください。

入国・在留手続の流れ



>> 中長期在留者の在留管理

2014年7月から、在留管理に必要な情報を継続的に把握するため、中長期在留者の在留管理制度が導入され、我が国に中長期間在留する外国人に対し、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に関する許可に伴い、在留カードを交付しています。

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間等の事項が記載されます。



在留カード

政策紹介

>> オンラインによる在留手続

インターネットを利用したオンラインによる在留手続は、一定の要件を満たす所属機関の職員の方及び弁護士・行政書士の方に限定されていましたが、2022年3月からマイナンバーカードの個人認証機能等を活用することで、外国人本人などによる申請が可能となりました。

事前にオンライン上での利用者情報登録や郵送等による利用申出を行う必要があります。



1 地方出入国在留管理局の窓口に向く必要はありません。



2 自宅やオフィスから24時間、365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。



3 システムの利用料金はかかりません。



4 在留カードを郵送でも受領できます。



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

>> 技能実習

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、2016年11月に「技能実習法」が成立しました。同法に基づき外国人技能実習機構が設立され、技能実習計画の認定や母国語相談対応などを行っています。

また、相談先等を掲載した「技能実習生手帳」を入国時に技能実習生全員へ配布するなど、技能実習生の保護に努めています。



技能実習生手帳
(9言語に対応)



技能実習生手帳
(アプリ版)

>> 特定技能

深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が2019年4月1日に設けられました。

関係省庁と連携して制度の運用方針を定めているほか、送出国政府との二国間取決め(MOC)の作成や、特定技能外国人の雇用を希望する企業向けのマッチングイベント、海外にいる外国人向けの説明会を開催するなど、特定技能制度の円滑な運用に向けた様々な取組を行っています。



マッチングイベント案内

>> 高度外国人材の受入れの促進

海外の優秀な人材を積極的に受け入れ、新たなイノベーションを生み出していくため、我が国は「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」を設け、高度外国人材の受入れを促進しています。

本制度は、一定の就労資格に該当する外国人のうち、優れた能力や技術等をもつ人材(高度外国人材)を「ポイント制」という仕組みを通じて認定し、出入国在留管理上の優遇措置(一定の条件の下での親の帯同や家事使用人の雇用等を認める等)を講じる制度です。

また、2023年4月には、特別高度人材制度(J-Skip)及び未来創造人材制度(J-Find)が創設されました。J-Skipは、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を許可する制度です。J-Findは、優秀な海外大学等を卒業するなどした外国人が、本邦において就職活動又は起業準備活動を希望する場合に「特定活動」(未来創造人材)の在留資格を許可する制度です。



政策紹介

≫ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」において取りまとめられた意見書が、2021年11月に関係閣僚会議（関係省庁の大臣を構成員として設置される協議会）の共同議長である法務大臣に提出されました。この意見書を踏まえ、2022年6月、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた2026年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定しました（2023年6月に一部変更）。

政府においては、ロードマップ及び下記の総合的対応策に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

≫ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018年12月、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面に関する施策が盛り込まれた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。以後、5度の改訂を行っており、直近では2023年6月に改訂を行いました。

総合的対応策では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示しています。

≫ 一元的相談窓口への支援

生活に関わる悩みや疑問を抱えた在留外国人が、適切な情報や相談場所に到達できるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的相談窓口の設置・運営の取組を交付金などにより支援しています。



一元的相談窓口の相談風景

≫ 生活・就労ガイドブック

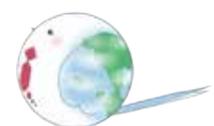
出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、16言語で掲載しています。



https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

≫ 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語（難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語）の活用を促進するため、2020年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。地方公共団体職員への研修等により、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



イメージキャラクター「ことりん」



入国警備官

4 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進



日本の安全、安心を守るために

業務内容

我が国に在留する外国人の中には、不法入国や不法上陸した人、在留期間を超過して不法残留をしたり資格外活動を行っている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人たちがいます。

出入国在留管理庁では、これらの人々に対し、違反調査、違反審査及び口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみ取るための手続を慎重に行い、退去強制事由に該当するか否かの決定を行い、その結果、国外に退去強制することが決まった人を送還するまでの一連の手続を行っています。

なお、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外に退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

また、入管法に違反した人のうち、一定の要件を満たす人については、出国命令により簡易な手続で出国することができます。

退去強制の流れ



入国審査官は、退去強制事由に該当するかどうかを認定します。

※入国審査官の認定に不服がある場合には、特別審理官による口頭審理を請求することができます。



入国警備官が違反の事実を調査します。



特別審理官は、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定します。

※特別審理官の判定に不服がある場合は法務大臣に対し異議の申出ができます。

政策紹介

》不法滞在者・偽装滞在者への対策

水際での対策とともに、現に日本に不法滞在している外国人を減少させることも、安全・安心な社会の実現のためには重要です。出入国在留管理庁では、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の減少に努めています。また、在留管理制度により得られる在留外国人に関する情報の分析を進め、偽装滞在者の実態解明を図り、在留資格取消手続を適切に行うなどの対策にも積極的に取り組み、不法滞在者等を生まない社会の構築に努めています。



デジタルサイネージによる広報

》処遇の適正化に向けた取組

2010年9月の日本弁護士連合会との合意により、収容に関連する諸問題について協議等を開始しており、入国者収容所等の被収容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談などが実施されています。また、2020年6月に示された「収容・送還に関する専門部会」における提言や、2022年2月に示された「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」における提言を踏まえ、医療体制の強化等、被収容者の処遇の更なる適正化に取り組んでいます。

また、警備処遇の透明性の確保等を目的として、東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の2か所に入国者収容所等視察委員会を設置しています。各委員会は、収容施設の視察や被収容者との面接、被収容者からの投書の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べており、各委員会から提出された意見については、対応可能なものから措置を講じるよう努めています。



収容・送還に関する専門部会（オンライン方式）

》被退去強制者の送還促進

送還を忌避する者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、2013年から、機長から搭乗を拒否されることなく、かつ、送還先が共通する相当数の被退去強制者を一度に確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しています。

また、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施しています。

自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの概要





難民調査官による審査

5 難民の適正な保護



国際社会の一員としての責務を果たすために

業務内容

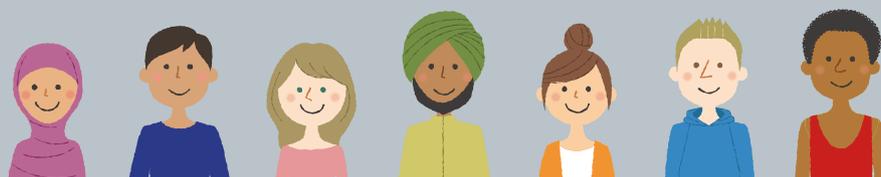
>> 難民認定

我が国は、難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書に加入し、1982年1月1日に、我が国において発効し、同条約等に定められている各種の保護措置を難民に保障することになりました。

出入国在留管理庁では、日本にいる外国人からの申請に基づき難民であるか否かの審査や難民と認定した者に対する「難民旅行証明書」の交付などを行っています。空海港においても、庇護を申請する外国人で難民に該当する可能性がある者などに対し、一時的な入国・滞在を認める「一時庇護のための上陸の許可」などの事務も行っていきます。

また、より公正・中立な手続で難民の適切な庇護を図るため、2005年に難民審査参与員制度が創設されました。この制度により、難民不認定等に対して不服申立てがなされた場合、大学教授や弁護士等で構成された3人の難民審査参与員が審理手続を行い、法務大臣は、難民審査参与員の意見を聴いて裁決していただかなければならないこととされています。

基本的な難民認定手続の流れ



政策紹介

≫ 難民認定制度の運用の一層の適正化

我が国では、難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めています。その上で難民認定制度の透明性の向上、近年における難民認定申請者数の急増や申立内容の多様化への対応が必要となっています。

そのため、出入国在留管理庁では、UNHCR等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、2021年7月に、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換しました。

また、上記①と関連して2023年3月には難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表しました。



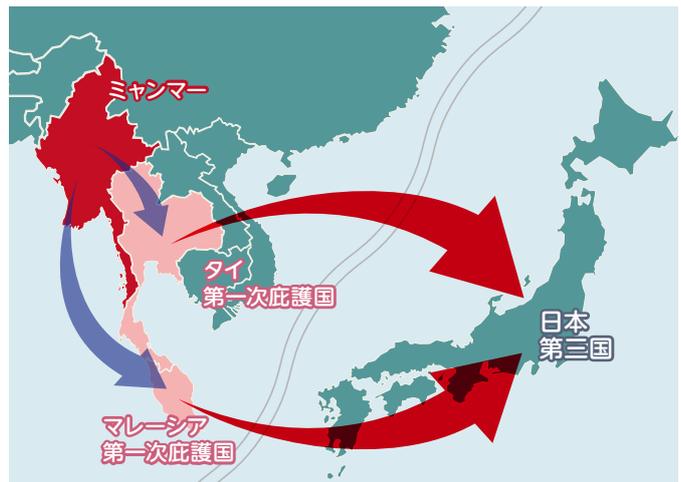
UNHCRとの署名式

≫ 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるものです。

我が国でも、閣議了解等に基づき、パイロットケースとして2010年度から、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30名受け入れることとし、2015年度からは、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受け入れてきました。

そして、2020年度からは、閣議了解の一部変更等により、受入れの対象をアジア地域に一時滞在する難民に拡大すること、受入れ人数を年に約60名の範囲内に拡大することなどの決定がなされており、出入国在留管理庁では関係省庁と連携しつつ、円滑な受入れに努めています。



第三国定住イメージ図（ミャンマー難民受入れの場合）

≫ 民間支援団体との連携の推進

市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいくため、2012年、特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結しました。

この覚書に基づき、2012年4月から2014年3月までの間、成田空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、入国管理局（当時）からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可等をする「パイロットプロジェクト事業」を実施しました。

その後、三者間の協議を経て、現在は成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において同様の取組を実施しています。

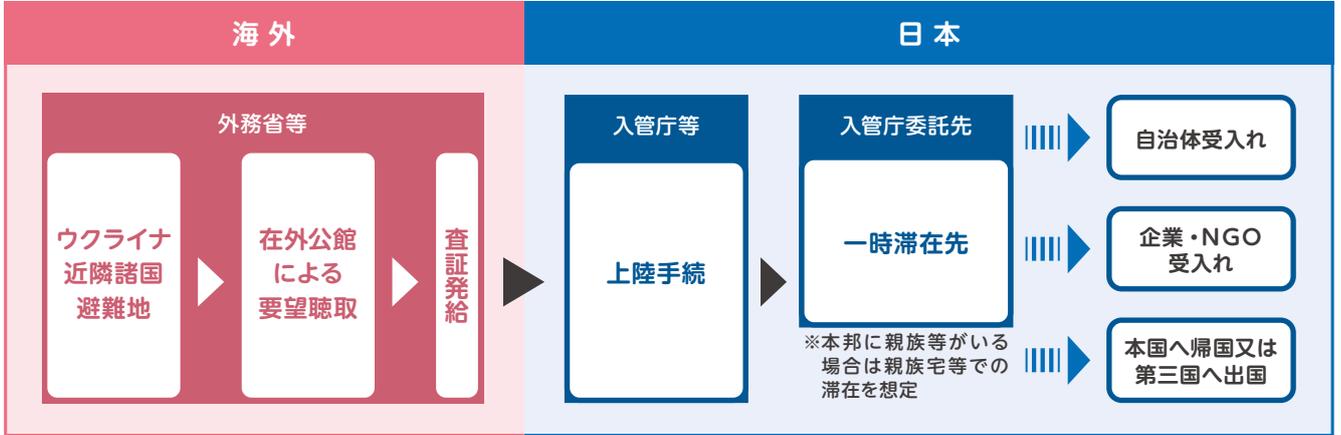


民間支援団体との打合せ

その他の取組

1 ウクライナ避難民の受入れ・支援等について (2023年7月1日現在)

① ウクライナ避難民の方々の受入れ



② ウクライナ避難民の方々への主な支援

ウクライナ避難民に対する渡航支援

日本への避難を希望しているものの自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対して、商用機の座席を一定数確保する形で日本への渡航支援を行っています。



在ポーランド日本大使館での避難民へのインタビュー

支援物資及びサービスのマッチング

ウクライナ避難民の方々が企業等から支援申出があった支援物資やサービスの提供を受けることができるよう、専用のサイトを開設しています。



ウクライナ避難民であることの証明書

ウクライナ避難民の方々が避難民を対象とした支援をより円滑に受けられるようにするために、ウクライナ避難民の方々に対し、ウクライナ避難民であることの証明書を発行しています。



ウクライナ避難民受入支援担当の配置

ウクライナ避難民の方々や地方自治体からの相談に対応するため、全国66か所の地方入管にウクライナ避難民受入支援担当を配置しています。



ウクライナ避難民受入支援担当による避難民へのインタビュー



そのほか、ウクライナ避難民の方々に対して、在留資格の柔軟な対応、ウクライナ語でのメールや電話での相談窓口の設置のほか、身元引受先のないウクライナ避難民の方々に対しては、一時滞在先の提供、生活費や医療費の支給、受入れ先となる地方公共団体等とのマッチング等も行っています。





2 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

人身取引とは、売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的とし、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、立場の違いを悪用するなどの手段を用い、人を獲得・輸送・売買・収受するなどの行為をすることをいいます。人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

政府は、2000年11月に国連において採択された「人身取引議定書」に署名して以降、内閣官房をはじめ法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁等関係府省庁一体となって人身取引対策に取り組んでおり、2014年12月にはこれを強力に推進するため関係閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」を設置しました。

出入国在留管理庁においても、2022年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係府省庁と更に緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの関係を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化しているおそれのある人身取引事案をよ

出入国在留管理庁の取組



人身取引
根絶!

Prevention（防止）

- 上陸審査・在留審査の厳格化
- ブローカーの調査・取締の強化
- 大使館や航空会社等との協力

Protection（保護）

- 外国人被害者への在留特別許可等による法的地位の安定化
- 迅速・円滑な帰国支援

Prosecution（訴追等）

- 不法就労助長事案等への積極的取組
- 外国人加害者の退去強制

3 国際社会等への対応

>> 条約締結等への対応

出入国在留管理庁では、EPA（経済連携協定）のような枠組みや、OECD（経済開発協力機構）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ICAO（国際民間航空機関）等、多国間での情報・意見交換や協力関係の向上を目的とした枠組み等について、所管業務に深く関連するものとして、積極的な対応を行っています。

また、我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）等に関する政府報告について、出入国在留管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっていま

>> 国際会議

2022年3月2日及び3日、法務省及び出入国在留管理庁が主催する、第1回東京イミグレーション・フォーラムが、18か国・地域の入国管理当局の代表の参加を得て、開催されました。同会合では各国・地域の入国管理当局者間で、直面する課題等について情報共有や意見交換、率直で活発な議論が行われました。また、第2回東京イミグレーション・フォーラムが、同年12月12日及び13日に開催されました。



第2回東京イミグレーション・フォーラム

この他、国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合のほか、人身取引対策に関する政府協議調査団への参加により近年の人身取引対策への取組について情報交換するとともに、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、OECD等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加しています。

4 送還忌避・長期収容問題を解決するための入管法改正

2023年6月9日、第211回国会（常会）において、いわゆる入管法改正法が成立しました。

この入管法改正法は、

- ① 我が国からの退去が行政的に確定した者であっても、難民認定申請すれば、申請回数・理由を問わず無制限に送還が停止するなど、我が国からの退去を拒む送還忌避者の迅速・確実な送還が困難となっている
- ② こうした送還忌避者については送還ができず収容が長期化しているといった現行法下で生じている送還忌避・長期収容問題を解決するとともに、
- ③ 保護すべき者を確実に保護するという観点から、紛争避難民等の難民に準じて保護すべき者を保護する制度の整備、在留特別許可制度の適正化

を行うため、①送還停止効の例外規定、罰則付き退去の命令制度の創設、②収容に代わる監理措置等の創設、③補完的保護対象者の認定制度、在留特別許可の申請手続等の創設などの措置を講じ、現行法下の課題を一体的に解決するとともに、共生社会実現のための基盤を整備するためのものです。

付録 在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間 (4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）		研修生	2年、1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)

私たちは、出入国在留管理行政が少しでも皆様に理解され 身近なものになることを願っています。

出入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

>>> 地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎		TEL 0570-003259 (IP電話・海外から: 011-211-5701)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎		TEL 022-256-6076 (代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30		TEL 0570-034259 (IP電話・海外から: 03-5796-7234)
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階・14階		TEL 0570-01-1000 (IP電話・海外から: 03-5363-3013)
	在留調査部門	所属機関等に関する届出・所属機関による届出	TEL 03-5363-3032
	オンライン審査部門	在留オンライン申請手続	TEL 03-5363-3030
	情報管理部門	審査記録管理	TEL 03-5363-3039
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル6階		TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟		TEL 03-5708-3202 (代)
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区烏浜町10-7		TEL 0570-045259 (IP電話・海外から: 045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋港区正保町5-18		TEL 0570-052259 (IP電話・海外から: 052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟3階		TEL 0569-38-7410 (代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53		TEL 0570-064259 (IP電話・海外から: 06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1		TEL 072-455-1453 (代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎		TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内		TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎(総務課、警備部門)		TEL 087-822-5852 (代)
	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎(審査部門)		TEL 087-822-5851
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎		TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎		TEL 098-832-4185 (代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1		TEL 029-875-1291 (代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3		TEL 0957-52-2121 (代)

>>> 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)

外国人在留支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階	TEL 0570-011000 (IP電話・海外から: 03-5363-3013)
-------------	---------------------------------	--

>>> 外国人在留総合インフォメーションセンター等 (外国人在留総合相談を実施している窓口)

来所相談	上記の各地方出入国在留管理官署 (東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。)	
電話相談	TEL 0570-013904 (IP 電話・海外から: 03-5796-7112)	

